

新規上場における内部統制報告書提出に係る負担の 一定期間の軽減に対する意見

平成 25 年 10 月 15 日
日本公認会計士協会

現在、金融審議会において、金融・資本市場の活性化に向け、新規・成長企業に対するリスクマネーの供給促進、上場企業等に対する機動的な資金調達の推進といった諸施策に関して審議が進められている。当協会は、この審議結果を受けた諸施策を通じて、健全な市場が育成されるとともに、我が国経済の持続的な成長が図られることを期待するところである。そこで、この審議の参考となるよう当協会としての意見を提出させていただく次第である。

当協会としては、有効な内部統制は適切な財務諸表作成の前提であり、社会的な責任もますます高まる新規上場に当たっては、その段階こそ内部統制を整備し、有効に運用していく体制が求められるものとする。このため、経営者による内部統制報告書の信頼性を担保する措置として内部統制監査は必要不可欠なものであり、時代の要請に逆行する方向での施策には、投資者保護の観点からも基本的には反対である。

○実態分析が必要

企業が構築する内部統制は経営者の創意工夫の下に、個々の企業の規模、業態、ガバナンス、そして何よりもビジネス・モデルに合致するものである必要があるが、その要求水準は個々の企業により様々であり、身の丈に合った内部統制を構築するのが本来の姿である。このような体制整備は、上場準備の過程で内部統制監査を行うか否かにかかわらず行われているものであり、内部統制監査による負担の増加は、本来的に大きくないのではないかと考える。新規上場に当たり何が一番負担になっているのか、その実態分析を始め、内部統制監査を免除する必要性、免除した場合のメリット・デメリット等を十分に検討することが必要である。

○適用対象企業の選定は、その規模等を十分に考慮して慎重に行うことが必要

前述のとおり、企業が構築する内部統制は経営者の創意工夫の下に、個々の企業の規模、業態、ガバナンスはもちろん、ビジネス・モデルに合致するものである必要がある。ただし、その要求水準は個々の企業により様々であることから、例えば、新興市場なら新興市場の全ての企業を一律に捉えて画一的に扱うことは適当ではない。また、新規上場会社の中には、事業規模も大きく、複雑な内部統制を有する企業もあり、これらの会社について、内部統制監査を免除することは投資者保護の観点からも適当ではないと考える。このため、その対象の選定は、慎重に検討する必要がある。

○証券取引所審査等の強化補完措置が必要

有効なコーポレート・ガバナンスや内部統制は、法令を遵守した企業の適切な活動を促すための前提である。経営者が内部統制を評価し、その評価したものの信頼性を担保するものとして内部統制監査を求めた現行の内部統制報告制度は、企業活動が国際化、多様化、複雑化する中での時代の要請によるものであり、資本市場の重要なインフラとして機能していると考えられる。これを単に経営者自らが構築した内部統制の自己の評価にとどまり、第三者の監査を求めないものとするれば、経営者の適切な内部統制を構築しようとするマインドを低下又は減殺させる要因にもつながる可能性も否定できないと考える。

このため、仮にやむを得ず内部統制監査を一定期間免除する措置を講ずるとしても、投資者保護の観点から、証券会社の引受審査や証券取引所の上場審査を強化する等の補完措置が必要になると考える。これらの審査は、内部統制監査が導入されて以降、緩和又は軽視される傾向にあるとの指摘もあることから、審査関係者等とも調整を行っていく等の対応を検討する必要があると考える。

また、仮に内部統制監査を一定期間免除する措置を講ずるとしても、免除期間は必要最小限の短期間とすべきである。

○内部統制報告書の作成・提出の存続と任意の内部統制監査に係る措置が必要

仮にやむを得ず内部統制監査を一定期間免除する措置を講ずるとしても、経営者による内部統制報告書の作成と提出に関しては、現行制度を簡素化したり緩和するといった措置は不要であると考えます。また、任意で内部統制監査を受け、監査済みの内部統制報告書を提出する企業に対しては、任意の内部統制監査の実施を認めるように必要な措置がなされるべきである。

以 上